

(たたき台)

～町民との参画と協働～

条例制定や計画策定の際の 住民参画のハンドブック



広陵町



2023（令和5）年12月時点案

～はじめに～

これまで条例制定や計画策定に際して住民参画のあり方や手法は、各部署の積み重ねや慣習により実施されているところですが、令和3（2021）年6月に広陵町自治基本条例が施行されたこと、また条例に伴う審議会及び推進会議委員から「条例に基づいた決まりを町として整備すべき」という意見があったことから、ハンドブックを作成しました。今回整備したハンドブックは、あくまで自治基本条例の原則に基づいた一例です。各部署における条例制定、計画策定にあった手法を行っていただくようお願いします。

令和5（2023）年12月 初版作成

目次

序章 ～住民参画の必要性～ 2

広陵町における住民参画について

第1章 現状分析・素案作成時のポイント 3

- 1 公募委員募集（広報紙・町HP等）
- 2 審議会・策定委員会等実施
- 3 アンケート調査実施
- 4 住民ワークショップ・懇談会

第2章 パブリックコメントのポイント 7

- 5 パブリックコメント

第3章 条例・計画等の周知及び検証・評価のポイント 8

- 6 条例・計画等の周知及び検証・評価

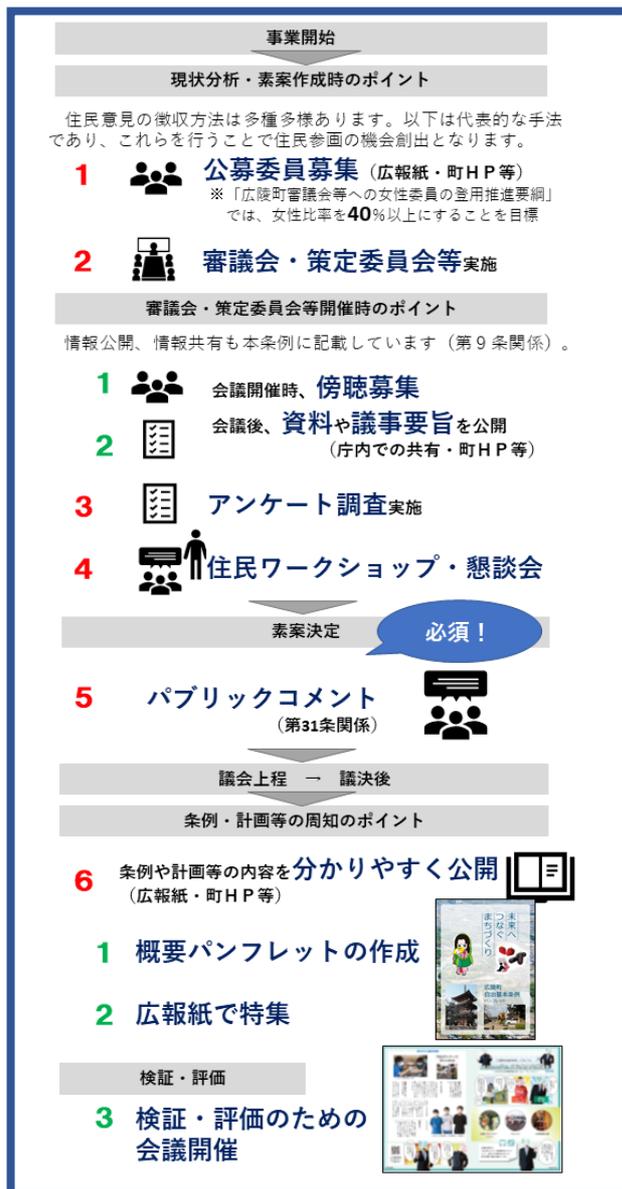
序章 ～住民参画の必要性～

広陵町における住民参画について

これまで、条例制定や計画策定（以下「条例制定等」とする。）の際に行政主導で進め、議会へ上程し、議決を得る流れが多くありました。というのも「まちづくりは行政が進める」もの、とこれまで認識されていたからです。しかし、まちづくりは町民、議会、行政がそれぞれの主体性（権利・役割・責務）を持ちながら連携して進めていかなければなりません（第1条関係）。

令和3（2021）年に制定した広陵町自治基本条例では、条例制定等のプロセスにも町民の参画・協働が必要であると記載しています（第11条・第12条関係）。行政には説明責任（アカウンタビリティ）があり、町民に対して必要な情報を「分かりやすく」、「入手しやすい」方法で提供する必要があります（第9条関係）。

そのため、それぞれの段階に応じた取り組み方法を次ページから解説します。



「町民」・・・一般的には町内に在住・在勤・在学の方をいいます。広義では、ふるさと納税や観光客など広陵町に関わる人（関係人口）も含まれます。

「参画」・・・町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わることをいいます。

「協働」・・・町民、町議会及び町長等のそれぞれの主体が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重し、対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。

「まちづくり」・・・時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組みをいいます。



第1章 現状分析・素案作成時のポイント

1



公募委員募集（広報紙・町HP等）

※「広陵町審議会等への女性委員の登用推進要綱」では、女性比率を40%以上を目標

1 公募委員募集（広報紙・町HP等）

条例第12条第4項に「町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない」としています。

公募についての定めはありませんし、審議会や策定委員会は、多くが条例設置されているため、条例改正の手続きが必要となりますが広く門戸を開く観点から公募を行えるかどうかご検討ください。また、公募委員のほか、「広陵町審議会等への女性委員の登用推進要綱」において女性委員比率を40%以上（令和9年までの目標）とすることを定めていますので、併せてご検討ください。

（進め方のポイント）

【募集・審査】

- ・公募委員を入れられるか部署内で検討する（地域、年齢、性別、国籍等の均衡に配慮してください）。委員の任期は2年が一般的です。任期満了のタイミングが好機です。

↓

- ・公募を募集する（町広報紙・町ホームページ・町公式SNSなどを活用し、広く町民の目に留まるよう努めてください。また、応募者が委員として適正かどうか確認するため当該会議体への思いなどを記載するようにしてください）。

※無作為抽出で特定数を送付する方法もあります。

↓

- ・公募が集まらなかった場合は、町に協力してくれる人を探し、公募枠としてお声がけください。

↓

- ・公募委員枠は、適切かどうかを幹部職員で審査するようにしてください（この場合、内規で基準を設定する必要があります）。

（広報紙掲載例）

広報紙では、募集人数や任期など募集していることを簡単に紹介し、詳細は町HP等を閲覧してもらうようにすることも一つです。

募集します！

自治

**自治基本条例
推進会議委員**

広陵町のこれからのまちづくりについて考えるとともに、町の施策の進捗確認などを行います。

- ▶ 募集人数：5人程度
- ▶ 任期：2年

※まちづくりに関する作文とともに応募いただきます。

詳細は町ホームページをご覧ください。

**QR
コード**

詳細はこちら

町のことについてみんなが意見を出し合いませんか

●条例の新しい内容は、このまちづくりの発展に。

●約1年ごとに開催した審議会等が条例の進捗を推進しています。

●広陵町自治基本条例は、一言でいうと、「まちづくりの主体である町民、町議会、行政が連携してまちづくりを進めよう」という趣旨です。

●「広陵町が住みよくなるまちづくり」の推進に貢献したいという思いを持って、この機会に意見を述べたいという思いを持って参加してください。

会議内容

- 1 自治基本条例の進捗確認について
- 2 自治基本条例の進捗の町民参加について
- 3 各事業、町議会等について

委員の募集について（募集期間9月1日から24日まで）

町民に直接にお話を伺って記入の上、提出してください。

●募集人数
5人程度（広陵町内在住、広陵町及び広陵町）

●応募資格
年齢性別：1月31日からの20歳未満
※会議の開催は、令和9年10月（予定）となります。

●応募方法
応募方法は4通りあります。

- 1 下記のとおり直接応募

2 審議会・策定委員会等実施

条例第12条第5項に「町は、審議会等の会議について、法令等の定めのあるもの及び個人情報に係るものを除き、原則として公開するとともに、開催情報、会議の記録等を公表するものとする」としています。

条例制定等は、町民の生活に直結する場合があります。会議の傍聴、会議後の資料や議事要旨などの結果は、原則公開するものとしてご認識ください。

2		審議会・策定委員会等実施
審議会・策定委員会等開催時のポイント		
情報公開、情報共有も本条例に記載しています（第9条関係）。		
1		会議開催時、 傍聴募集
2		会議後、 資料 や 議事要旨 を公開 (庁内での共有・町HP等)

(進め方のポイント)

【実施】

- ・第1回目の会議は、委員委嘱書を併せて開催し、諮問、会長・副会長選出、委員自己紹介、今後のスケジュールなどを進めてください。
- ・可能な限り会議は、傍聴可能としてください（条例第12条第5項関係）。

↓

【会議後】

- ・会議後はすみやかに議事要旨を作成し、会議資料や内容を公開してください（条例第9条関係）。

※委員名簿（氏名と役職）及び議事要旨は、公表前に委員に事前確認する必要があります。



▲ 町長から諮問



▲ 会議の様子

3 アンケート調査実施

3		アンケート調査実施
----------	---	------------------

条例第12条第7項に「町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする」としています。アンケート調査は、広く町民から普段の生活や活動をする上で感じている課題や問題などを把握することができます。

計画策定の際には広くニーズを把握すべく、原則としてアンケート調査を行うようにしてください。条例は、制定する内容によりご検討ください。

アンケートの調査項目や結果公表などは、当該審議会や策定委員会で必ず公表し、委員からの意見を求めてください。

(進め方のポイント)

【準備】

- ・アンケートの調査項目のたたき台を作成し、委員に示してください。意見をもらって修正し、発送してください。
- ※アンケート発送数は、回収率、回答年代、地域別など、当該アンケートがどれくらいの反応が必要で、どのようなデータをそろえたいかを十分検討した上で設定してください。(例：1,000件の回答を目標、2,500世帯で回収率40%を想定、10歳刻みで小学校区別の割合とするが、若者世代は回収率が悪いので、少しウェイトを多くする。)

↓

【実施】

- ・調査期間は約2～4週間としてください(週末に手元に届くようにすると回収率が上がります)。また、リマインド及びお礼のはがきを送付1週間後に再送することで回収率が上がります。

↓

【実施後】

- ・アンケート回収締切後、1か月以内を目処に集計、分析、調査結果報告書を作成し、審議会等で委員にお示しください。その後、町HP等で公開してください(条例第9条関係)。

広陵町男女共同参画に関する意識調査

*** ご協力をお願い ***

町民の皆さまには日頃から町政の推進にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。広陵町では、平成29年度に「広陵町男女共同参画行動計画」を策定しました。今年度は本計画の見直し時期となり、町民皆さまの男女共同参画に関する意識や実態を把握し、誰もがいきいきと活躍できるための施策の検討に活用させていただくことを目的として、意識調査を実施いたします。広陵町の現状は下図のとおりとなっています。この調査は、町内にお住まいの満18歳以上の中から無作為抽出により選ばれた2,500名の方を対象に実施するものです。ご回答いただいた内容は無記名で統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。またご回答いただいた内容は調査の目的以外には使用いたしません。

ご多用のところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年8月 広陵町長 山村 吉由

奈良県と広陵町の男女共同参画の現状

奈良県の女性の家事時間は、全国で一番長く、男性の5倍近くとなっています。(表1:平成28(2016)年社会生活基本調査)

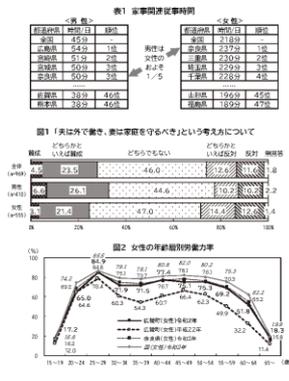
広陵町は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な意見の割合が高くなっています。

(図1:平成29(2017)年広陵町男女共同参画に関する意識調査)

また、奈良県の女性の就業率は全国で最下位です(平成27(2015)年国勢調査)。

広陵町の女性の年齢別労働力率をみると、全国、奈良県よりも低い傾向となっています。しかし、最も低い35歳から39歳の労働力率は、平成22(2010)年の54.3%から令和2(2020)年には71.5%となり、10年間で17.2ポイントも伸びました。近年、広陵町では、女性が仕事に就く傾向が高くなってきたと考えられます。

(図2:平成22(2010)年及び令和2(2020)年国勢調査)



提出期限 令和4年9月2日(金)

<お問い合わせ先>広陵町 地域振興部 協働のまちづくり推進課 TEL:0745-55-1001(内線)1007

(アンケート調査例)

アンケートでは、「回答疲れ」で回収率が下がらないよう、紙面は16ページ以内、設問は30問程度に留めるなど、回答者へご配慮ください。

※性別欄は、性的少数者に配慮し、「男・女・答えたくない」という選択肢にしてください。

※調査は、興味本位、過去に問うたからではなく、町の施策に反映することを目的として設問の内容を精査してください。

4 住民ワークショップ・懇談会

4 住民ワークショップ・懇談会

条例第12条第1項に「町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会を設定し、町民同士又は町民及び町が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努めるものとする」としています。

住民ワークショップや懇談会は、アンケート調査結果や現時点での条例や計画のたたき台を示し、それらのうち具体的なテーマを絞って話し合ってもらい「話し合いの場の提供」となります。研修会や説明会のような一方的な発信、説明ではなく、住民と行政との双方が話し合って合意形成を目指すよう努めてください。



▲ワークショップの様子

(進め方のポイント)

【実施前】

- ・会議のテーマを設定します（話し合いに不慣れな参加者がいることを想定し、総論的な話し合いではなく具体的なテーマについて話し合えるようにしてください）。
- ・公募委員の募集同様、広報紙や町HP等で募集します（参加者は期間限定であるため、参加に係る審査は行わなくてもよいと考えます）。

↓

- ・参加者が集まらなかった場合は、町に協力してくれる人を探し、お声がけください。

↓

【実施】

- ・話し合いのグループは1班4～6人とし、全員が発言できるような環境整備をしてください。各班に職員等がファシリテーター（進行役）に入ると、班内の議論が進めやすくなります。
- ・意見交換は、模造紙やプロッキーなどを使って参加者の発言や意見は「見える化」してください。

↓

【実施後】

- ・発言内容は言いつばなしにさせず、後日とりまとめ参加者に発言要旨を送付してください。
- ・審議会等同様、後日会議資料や内容を公開してください（条例第9条関係）。

第2章 パブリックコメントのポイント

5 パブリックコメント (第31条関係)



5 パブリックコメント

条例第31条第1項に「町は、重要な条例の制定並びに計画の策定及び改廃を町議会に提案し、又は決定しようとするときは、これらの案を公表し、パブリックコメントを行うなど、町民からの意見及び提案を広く求めなければならない」としています。そのため条例や計画の素案ができた段階で必ずパブリックコメントを実施する必要があります。

(進め方のポイント)

【実施前】

- ・現在の条例や計画の素案及びこれらの趣旨・目的を明確にした概要ペーパーを作成してください。

↓

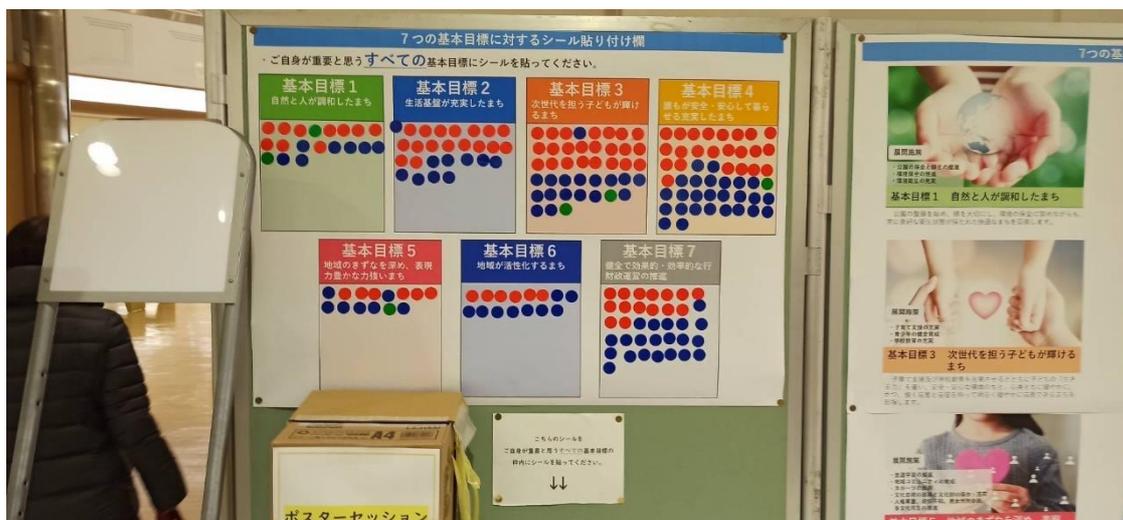
【実施】

- ・公共施設や商業施設など人が多く訪れる場所に素案及び概要ペーパー、意見提出用紙を設置してください。
- ・町広報紙・町ホームページ・町公式SNSなどを活用し、広く町民の目に留まるよう努めてください。実施期間は約2～4週間としてください。
- ・パブリックコメントと同時にポスターセッション（研究成果をグラフや図など数枚のポスターにまとめ、広く成果を発表するもの）を行うと、多くの目に留まり、回答数が上がります。

↓

【実施後】

- ・意見及び意見に対する回答及び条例や計画素案への反映方法を明記した上で、それらを町HP上で公開してください。



▲ポスターセッションの例

第3章 条例・計画等の周知及び検証・評価のポイント

6 条例・計画等の周知及び検証・評価

条例第9条に「町は、公正で開かれた町政を推進するため、別に条例で定めるところにより、町民の情報の開示を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報を原則として公開しなければならない。

2 町は、町民が必要とする情報を積極的かつ効果的に提供するものとする。

3 町は、前項の規定による情報の提供に当たっては、広報紙、町ホームページ等を積極的に活用し、分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で町民に提供するものとする。

4 町民及び町は、互いに自らの活動内容に係る情報の共有に努めるものとする」としてあります。

条例や計画は制定・策定して終了ではありません。条例制定等を経て、今後どのように条例や計画に基づいてまちづくりを進めていくか行政だけでなく、議会や町民にも考えてもらう必要があります。行政情報は文章が多く、堅苦しい内容が多いですが、議決後は町民に分かりやすく、かつ、入手しやすい方法で提供する必要があります。

6 条例や計画等の内容を分かりやすく公開
(広報紙・町HP等)

1 概要パンフレットの作成

2 広報紙で特集

検証・評価

3 検証・評価のための会議開催

(進め方のポイント)

・計画書や概要版パンフレットを作成し、印刷・配布。

(ペーパーレスの観点から、広く配布する必要はありませんが、関係者に説明する必要があるための印刷物は作成するとよいと考えます。)

・広報紙で特集記事の掲載

→当該条例や計画に基づく地域での取り組みや町からの発信などを啓発してください。

(例：広報紙特集記事 関係者にインタビューしたり、概要を両開きにまとめたりするなど、読者の興味を引くようなレイアウトを広報担当者と打ち合わせしてください。)

・条例制定や計画策定後においても引き続き審議会等で委員と共に進捗確認や検証評価を行うなど、運用を継続してください。前例踏襲だけではなく、PDCAサイクルにより、事業の改廃、拡充を十分に検討してください。

・子どもへは学校への出前授業や体験イベントなど広く周知する一方で、大人へは興味のある人、関係者等、特定の層に向けた周知をするべきと考えます。

～町民との参画と協働～

条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック



▲ 概要版パンフレットの例

▲ 広報紙掲載の例

令和	年度	参画と協働施策実施状況報告書
1	事務事業 名称	自治基本条例展開支援業務
	所管部署	協働のまちづくり推進課
(ア) 総合計画上の位置づけ		
種別	施策名	展開方向名
7-4	協働・連携によるまちづくりの推進	1 参画と協働のまちづくりの推進
(イ) 実施内容・体制		
協働する相手	まちづくりに関心のある個人や団体	
協働実施手法	2-3 実行委員会	
具体的な効果	まちづくりに関わる関係団体や個人、NPO法人など及び町職員 →広陵町人口(約35,000人)の3%が主体的なまちづくりを推進する担い手となるように進めていく。 約1,000人	
目的	自治基本条例及び令和4年度に策定したまちづくり推進計画に基づく協働のまちづくりを推進するため、地域課題を話し合う住民ワークショップや条例の理解度を高め、運用を促す職員研修を実施する。これらを実施することで、町民及び職員がまちづくりに関心をもち、主体的に持続可能なまちづくりを町全体で推進することができる。	
事業内容	職員研修(全職員対象、年1回4コマ)を実施(内容:参画・協働)するとともに、まちづくり推進計画の策定、条例周知や条例に基づく点検評価のための会議体、自治基本条例推進会議(94は4回)及び関係部会(勉強会:のべ7回)及び住民ワークショップ(3回)を実施した。	
(ウ) 事業費		
事業費(～R4決算額～R5予算額)	単位	R 2 R 3 R 4 R 5
事業費	千円	2,189 1,001 2,188 2,528 縮小
今後の方針 拡大 縮小 廃止の理由 条例及び計画に基づき、まちづくりの重要施策を広げていく。		
令和4年度 事業評価	参画・協働の原則に基づいた評価項目	行政の評価 協働する 相手の評価
目的共有	協働する相手と目的や意義を共有することができた。	4
対等性	お互いに上下の関係ではなく、パートナーとして対等な関係を保つことができた。	3
自主・自立	協働する相手との長所をいかし、相手の自主性を尊重することができた。	4
相互理解	お互いの立場や特性を理解した上で、役割を明確にして取り組むことができた。	4
情報公開・透明性	協働する事業の取り組みや成果について、それぞれが分かりやすく情報発信することができた。	5
評価・見直し	事業の目標設定をするときに、評価・検証(PDCAサイクル)を行なった。	3
相互変革	協働事業を通じて「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」といった柔軟に対応する姿勢を持つことができた。	3
合計		26
総合評価		A評価 B評価 C評価 D評価 E評価
		35～28 25～21 20～16 15～11 10以下
! 自動計算		
協働によって得られた効果		協働する相手の意見
協働することで感じた課題や今後の方向性	行政側の関心している参画と協働を達成するには、正確性や丁寧さが担保されることが目的の一つです。行政側がなくても準備や進行をやってしまおうという、ある程度相手側に任せるとも必要だと感じます。	住民がやりたいことに対して行政が寄り添うようになった。意見が各部署に通りやすくなった。

▲ 進捗確認・検証評価(参画と協働 施策実施状況報告書)の例

～町民との参画と協働～条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック
発行 広陵町協働のまちづくり推進課(令和5(2023)年〇月 第〇版)